

東交流館だより



発行：東交流館 福山市東町三丁目7-53 ☎ 925-4264

E-mail: higashi-krk@city.fukuyama.hiroshima.jp

お知らせ 利用団体登録更新手続きのお願い

東交流館を利用される団体・サークルのみなさまは、4月1日～6月30日の期間に更新手続きが必要です。

来館による手続きが原則となりますので、期間内に交流館へお越しいただきますようお願いいたします。

※期間内に更新手続きがない場合は、自動的に登録が廃止されます。

【更新手続き対応時間】

平日 9:00～16:00
土曜日 9:00～11:30

【オンライン申請】

使用申請をパソコンやスマホに切り替えることができます！

2026年度(令和8年度)市税 納期限一覧表

	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
4月30日(木)		1期		
6月1日(月)			全期	
6月30日(火)	1期			
7月31日(金)		2期		1期
8月31日(月)	2期			2期
9月30日(水)		3期		3期
11月2日(月)	3期			4期
11月30日(月)				5期
12月25日(金)		4期		6期
2027年(令和9年) 2月1日(月)	4期			7期
3月1日(月)				8期

市税納付は、
便利で確実な
口座振替で！

- 口座振替は、取扱金融機関や市役所の窓口などで申し込むことができます。
- 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税は、キャッシュレス納付(クレジットカード納付など)ができます。
- バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストア・スマホ決済アプリでも使用できます。

詳しくは福山市ホームページへ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>

福山市 納税課
保険年金課

お問い合わせ

東交流館

〒720-0052 福山市東町三丁目7-53 ☎ 084-925-4264

メールアドレス: higashi-krk@city.fukuyama.hiroshima.jp

ふれあい・いきいきサロン

陽だまり料理サロン

●とき 4月22日(水)
9:30～



- ところ 東交流館 実習室
- 内容 『とろ～りチーズのナンドッグ』
- 材料代 300円
- 持参物 エプロン・三角巾・ふきん・マスク
- 定員 18人(要申込み)
- 主催 東学区の福祉を高める会

申込期限
4月15日
(水)

健康体操サロン

毎週火曜日10:00～
4月7日・14日・21日・28日

自転車のルールを学ぼう！

2026年4月1日から
自転車の違反に
『青切符』が導入！

- とき 4月14日(火)
10:00～
- ところ 東交流館 中会議室
- 講師 東警察署 交通課
- 定員 30人(要申込み)
- 参加費 無料



こんな違反は
反則金
12,000円
の対象に!!

祝入学

●入園式 4月7日（火）

福山市立大学附属こども園 新入園児 37人（3月現在）

●入学式 4月9日（木）

東小学校 新入生 42人（3月現在）

中央中学校 新入生 92人（3月現在）

2026年度（令和8年度）受講生募集！

運動普及推進員・食生活改善推進員 養成講座

◆運動普及推進員

（と き）7月～来年2月（月1回程度）

（対象者）おおむね20歳～75歳の市民

（ところ）福山すこやかセンターなど



ともに、受講後は推進員としてボランティア活動ができる人

◆食生活改善推進員

（と き）6月～来年3月（月1回程度）

（対象者）おおむね20歳～75歳の市民



ご本人が直接お申込みください

（申込み・問合せ）福山市健康推進課：TEL 084-928-3421

（申込み期間）2026年4月1日（水）～5月8日（金）

東学区グラウンドゴルフ結果報告

3月1日に実施されたグラウンドゴルフ大会で、学区のみなさんと楽しい時間を過ごしました。



優勝	額賀 雅之さん（天神親和会町内会）	スコア40
準優勝	中塚 誠二さん（東町三丁目町内会）	スコア40
第3位	山口 洋子さん（本町町内会）	スコア41



ごほうこく



先日、中央中学校の生徒さんが職場体験（チャレンジウィーク）で、交流館の仕事を通し、毎日多くの世代間交流を体験しました。ご協力いただいたみなさま、温かく見守っていただきありがとうございました。

ごほうこく



3月18日の町内会別まちづくり懇談会のまとめで、中島みゆきさんにヤングケアラーのお話をいただきました。

ヤングケアラーとは、家事や家族の世話などを、日常的に行っているこども・若者のことです。

本人にとっては「当たり前」と感じていたり、「人と違う」と気づいていても、否定されることへの不安からSOSを出しにくく、周囲も気づきにくいという特徴があります。

昔は三世同居や地域のつながりの中で、こどもを見守る大人が多くいました。しかし、今は核家族化などにより、こどもに負担がかかりやすい環境も増えています。社会全体で、こどもを守り支える動き『子どもの権利条約』が改めて見直されています。

ヤングケアラーかどうかの線引き「手伝い」と「背負う」の違いについても学びました。

- 手伝い…年齢に合った一時的な役割。こどもが、こどもらしく過ごせる。
- 背負う…休めない、断れない、やらないと家庭が回らない状態。日常的で過度な負担。

まずは、おとな側が視野を広げ、こどもの様子に気づき、気にかけて、やさしく声をかけ、必要な支援につなぐことが大切です。

地域でできることは、『知る・気づく・声をかける・つなぐ』こと。私たちにできることから始めてみませんか。

『最近、がんばりすぎていない？ 何でも聞くよ』そんなひと言をかけられる関係づくりが、こどもたちを支える第一歩です。

● ヤングケアラーQ&A ●



Q. 地域の中で、こどもがこどもらしく過ごせる場として、どんな場が求められていますか？
A. ヤングケアラーの中には、家族との外出や行事体験が少ない子もいます。地域のお祭りや季節の行事、昔遊びなど、こどもがさまざまな体験をしながら安心して過ごせる「居場所」が地域に広がるのが大切です。

Q. 地域のヤングケアラーを、どのように気づき、把握していけばよいですか？
A. 把握が難しい場合もありますが、自治体や国のチェックリストの活用に加え、学校・家庭・地域が連携し、こどもが安心して話せる関係づくりを進めるのが大切です。



Q. どのような声かけや関わり方がよいですか？
A. まずは挨拶を交わせる関係づくりから。日常の何気ない会話を重ねながら、「気にかけているよ」「話していいんだよ」というメッセージを伝えていくのが大切です。

Q. 地域では、どのような取り組みが有効ですか？
A. こどもが安心して過ごせる地域の居場所づくりが大切です。例えば、福山市社会福祉協議会の『誰でもどうぞ食堂』のような取り組みも、その一つです。

